

## 令和7年11月1日から 市議会議員の報酬額が改定されます

市当局から、市議会第2回定例会に「湯沢市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」の提案がありました。

市議会から市長に対し、持続可能な湯沢市議会を実現するための環境整備の一つとして、市議会議員の報酬額改定が必要であるとの申し入れを行い、それを受けて市長が湯沢市特別職報酬等審議会へ報酬額の改定について諮問したところ、審議会から市長に対して諮問された内容どおり改定が妥当との答申があり、その意見を尊重し条例改正の提案となったものです。

本会議において、付託された総務財政常任委員会の委員長から審査経過の報告があり、答申内容についての質疑では、市当局から、審議会の答申において報酬額引上げに際する意見が付されたとの答申があったことや、議員間討議では答申の付帯意見である「さらに活発な議会活動を期待する」に対して、湯沢市議会として、これからはしっかりと応えていかなければならないとの意見があったことが報告されました。本会議では、委員長の報告を受けて採決を行った結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

### 議会から

- ・特別職報酬等審議会の「さらに活発な議会活動を期待する」との付帯意見に対して、市議会としてしっかりと応えていきます。
- ・特別委員会※から提案された「湯沢市議会行動指針（ホワイトコード）」に議会全体で取り組みます。

### ◆改定の経過

令和7年3月 ①議長から市長に対し、議員報酬の改定を申し入れ

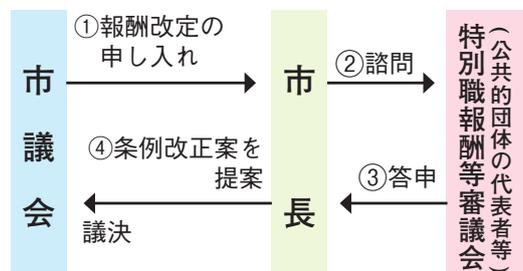
4月 ②市長が特別職報酬等審議会へ議員報酬改定を諮問

③審議会から諮問どおり改定するよう答申  
 <答申に付帯された意見>

- ・引上げ額が大きい印象を受けるが、平成17年の市町村合併後は報酬額が引上げとされていないことを考慮すると妥当である。
- ・報酬額の引上げにより、更に活発な議会活動を期待する。

6月 ④令和7年第2回定例会に議員報酬条例改正案が提案され、原案どおり可決

#### ○議員報酬改定の手続



### ◆改定の内容

#### ○議員報酬月額

(単位：円)

区分	現行	改定後	改定額
議長	411,000	471,000	60,000
副議長	367,000	420,000	53,000
議員	351,000	402,000	51,000

※改定後の報酬額は、**令和7年11月1日（10月19日に執行される市議会議員選挙で当選した議員の任期の初日）から施行**されます。

#### ※次世代に残したいホワイトな湯沢市議会のあり方に関する特別委員会

令和6年7月臨時会において、市民に身近で信頼される開かれた議会づくりを進めるため、多様性、包摂性、働きがい、働きやすさなどの観点から持続可能な湯沢市議会のあり方について調査・検討するため設置されました。